

議案第59号

八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

平成30年6月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八幡浜市国民健康保険税条例（平成17年条例第57号）の一部を次のように  
改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示  
すように改正する。

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る資産割額） 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分 の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分 の額に<u>100分の15</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支 援金等課税額の資産割額） 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分 の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分 の額に<u>100分の7</u>を乗じて算定する。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る資産割額） 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金 課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額 のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分 の3</u>を乗じて算定する。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る資産割額） 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分 の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分 の額に<u>100分の33</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支 援金等課税額の資産割額） 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分 の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分 の額に<u>100分の12</u>を乗じて算定する。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る資産割額） 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金 課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額 のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分 の9</u>を乗じて算定する。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の八幡浜市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分  
の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税につ  
いては、なお従前の例による。

提案理由

八幡浜市国民健康保険の税率を適正な率に改めるため。